

訂正理由

「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために、直接必要なすべての物件について、所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること」となっている（「社会福祉法人の認可について」別紙1 社会福祉法人審査基準）。しかし、老人福祉法上、小規模多機能型居宅介護事業においては、土地・建物は直接必要な物件にはあたらない（老人福祉法の規定が優先）。このことから、「小規模多機能型居宅介護事業の施設の土地について…地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること」の指摘は誤りであり、文書指摘事項から削除することとします。